

**第 53 回鳥羽市都市計画審議会 議事録**  
**(会長及び副会長の選出について)**

1. 日時 平成 28 年 10 月 5 日 (水) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
2. 場所 鳥羽市民文化会館 3 階 中会議室
3. 出席者

吉川 勝也	会長
浅野 聡	副会長
阿部 康之	委員
森田 透	委員
植村 菊郎	委員
立花 充	委員
山本 哲也	委員
中世古 泉	委員
坂倉 広子	委員
尾崎 幹	委員
上田 功	委員

4. 事務局

木田 久主一	市長
建設課	
南川 則之	課長
まちづくり整備室	
吉川 国博	室長
鳥羽 学	副室長
高島 勝巳	主査

## 1.開会

事務局 : 定刻となりましたので、第53回鳥羽市都市計画審議会を開催させていただきます。

建設課長の南川と申します。本日の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、木田市長から挨拶を申し上げます。

## 2.あいさつ

市長 : 皆さん、こんにちは。今日は、ご多忙の中、都市計画審議会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。最近日本の社会が変わりつつある中で、少子高齢化・人口減少などの状況が日本中に広がってきています。

昔はこの都市計画審議会ですばらしいまちを作っていくかを考えていただいたと思いますけど、なかなか地方ではそういう考え方が通用しなくなってきていると感じており、このような時代において、持続可能な都市計画を考える時が来たのだなと思っております。

その中で、平成23年3月に鳥羽市都市マスタープランを策定し、鳥羽市都市計画の進め方、都市計画用途地域の見直しについて議論していただいたところですが、今後は、公園・緑地の見直しや鳥羽らしい景観づくりについてご審議を頂く予定です。

この計画が県で認められますと、都市計画税の問題についても解決に向けて動くことができると考えております。皆さんに受け持っていただく仕事は非常に重要となりますが、今後ともご支援、ご協力をお願い申し上げます。

事務局 : 今回委員の皆様におかれましては、改選後初めての審議会でございますので、ここで委嘱状の交付をさせていただきたいと思っております。それでは、吉川委員からお願いします。

(各委員順番に委嘱状の交付を行う。)

事務局 : なお、この審議会の任期としましては、平成28年7月1日から平成30年6月30日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、市長は、このあと他の公務の為、時間になりましたら退席をさせていただきます。

## 3.自己紹介

事務局 : 今回、改選後、初めての審議会ということで、初めての方もいらっしゃるかと思いますので、お一人ずつ簡単に自己紹介をお願いしたいと

思います。

(各委員順番に自己紹介を行う。)

事務局 : ありがとうございます。引き続き事務局側の自己紹介をさせていただきます。

(課長から順に自己紹介を行う。)

事務局 : 続きまして、本日の出席者数について報告させていただきます。

委員総数 13 名中 11 名のご出席をいただいておりますので、2 分の 1 以上を満たしておりますことから、この審議会が成立していることを報告させていただきます。

なお、本日、J 委員、K 委員につきましては、欠席との連絡を受けております。

続いて、本日の資料について確認させていただきたいと思います。

(事務局より配布資料の確認)

#### 4. 会長及び副会長の選任について

事務局 : 続いて、会議次第 4 の会長、副会長の選出についてご審議をお願いしたいと思います。

「都市計画審議会条例第 6 条」の規定によりますと、会長が審議会を代表し、議事、その他の会務を総理することになっておりますが、先ほども申し上げましたように改選後初めての審議会でございますので、会長、副会長の役職が決まっておりません。

鳥羽市都市計画審議会運営規定では、会長は選挙、副会長の選任については互選によるとありますが、委員に異議の無いときは選挙・互選に代えて指名推薦の方法を用いることができるものと規定されています。いかがさせていただいたらよろしいでしょうか。

委員 : 事務局一任。

事務局 : 事務局一任とのご発言がございましたが、よろしいでしょうか。

委員 : 異議なし。

事務局 : ありがとうございます。それでは事務局といたしましては、会長を観光協会の吉川委員に、また副会長を三重大大学の浅野委員にお願いしたいと思います。皆様これにご異議ございませんか。

委員 : 異議なし。

事務局 : 「異議なし」の声を頂戴しました。それでは、吉川委員様、浅野委員様につきましては、会長席・副会長席へお進みください。

それでは、吉川会長、浅野副会長から、改めてごあいさつをお願いいたします。

会長 : みなさまのご承認をいただいたということで改めてご挨拶申し上げます。

す。任期が平成 30 年 6 月までということで、私の観光協会会長の任期と同じくらいでありますので、任期中、頑張りたいと思います。

副会長には浅野先生になっていただくということで大変頼もしく思っております。また、市議会議員の委員の方は意見の多い方にお越しいただいておりますので、実りの多い審議会していただけるのではと感じております。頑張っていくしますのでよろしくお願いいたします。

副会長 : 今回副会長ということで、鳥羽の都市計画の発展のために最大限協力をさせていただきますので、審議・進行の協力をよろしくお願いいたします。

事務局 : どうもありがとうございました。  
これより、吉川会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 5. 議題

会長 : 今回の審議会は委員改選後の最初の審議会であり、初めて委員になられた方も見えると思います。

そこで、審議会の役割や、どういったことを我々は 2 年間という期間の中でやっていくのか、非常に大きな仕事ができるということで、やりがいもあります。マスタープラン等のことも含めて、地域の環境がすごいスピードで変わりつつある中で、いろんな基準を持ちながら、まちについてどのように決められていくのか、どう審議されているのかよく知らないところもありますので、事務局より審議会の役割について説明を頂きたい。よろしくお願いします。

(事務局 建設課まちづくり整備室 吉川室長より鳥羽市の都市計画及び都市計画審議会の役割についての説明)

I 委員 : 審議する内容は市長から諮問があって、例えば「〇〇について、審議をお願いします」という提案があって、それについて審議するというものでよいか。

事務局 : その通りです。

会長 : その他、みなさんからお聞きしたいことがあればお願いします。副会長から何か補足はありますか。

副会長 : 事務局からの説明資料の「鳥羽市の都市計画」という冊子は分かりやすく作られており、都市計画を知っている方にとっては良くまとめられた冊子だと思います。この中で一つ一つ書かれていることは重要です。分からないところがあれば事務局へ聞いていただければと思います。

B 委員 : この審議会は定められた用途地域に対して、そこに何かの整備事業がある場合に、その地域の用途の基準に合っているのかを審議する場なのか。

事務局 : 用途地域というのは、住宅や商業施設とか建てる地域を定めていますが、建築物が用途の基準に合っているかの個別の審査については建築確認申請の際に行うものであり、審議会では協議しません。

B 委員 : わかりました。

H 委員 : いま国や県の権限が権限移譲により市に下りてきて、鳥羽市だけで物事を決定して手続きが簡素化される反面、その落とし穴もあるかと思う。審議する上で、権限移譲のメリット・デメリットも認識しておく必要があるかと思う。

副会長 : H 委員が言われる通り、10 年前や 20 年前と比べて市町の権限が増えており、これからは地元主体で考えていきますので、それに合わせて鳥羽の都市計画を見直していけばよいと考えます。

D 委員 : 都市計画というのは市のまちづくりを考える上の根幹となる。社会が動き出して複雑になってきているからこそ、将来のまちづくりを一生懸命考えて先回りしていかないと、まちづくりができていかないのかなと考える。

会長 : 風致地区について冊子には「自然的景観をできるだけ保護し」というあいまいな表現で書かれているが、県は「市が決めたこと」と言い、市は「県の考え方に準拠している」と言うので、そのような状態では都市計画審議会の意味があるのかと感じる。条例がどれくらいの力を持つのかとか、そんなあいまいな表現しかできないのかとか、私たちに分らないことが多い。

民間地を自分たちの利益のために判断を委ねるということであれば、風致を守ろうとする人とそうでない人の格差はどうなるのか。

D 委員 : 用途は個人の権利を制限するものであり、あいまいな表現は仕方ない部分もある。近隣と全体を見たバランスの中で間違っていなければ県としては認可するので、市の段階でしっかり判断する必要がある。

副会長 : 何か目的があればそれに応じて都市計画を見直すことは可能です。伊賀市や松阪市の城下町において、かつて高層マンションが建てられる計画があり裁判にまで発展したことがある。そのことをきっかけに、伊賀市では高さ制限を伴う景観計画が策定され、松阪市では地区計画を作り高層マンションを建てられないようにした。

防ぎたい内容が分かれば、それに見合った地域の都市計画を見直すことができる。

H 委員 : 権限移譲により権限が市に下りてきても、財産権を主張されると行政

は対抗できない。それを抜け道に考える人もたくさんいる。「抑止」することは可能でも、「抑止」では開発が進んでいくわけで地区計画で制限することが大事と考える。

副会長 : 地区計画を多くのまちで作ってもらえると効果があると思う。

H 委員 : 地域の住民の方も責任を持つことが大事であるという考え方でよいか。

副会長 : そう考えます。

D 委員 : 建物に対する制限は都市計画の中でやっているが、ソーラーパネルに関しては現状は甘い。ソーラーは建築物ではなく工作物であるため、決め手がない。林地開発の申請で止められれば良かったが。

会長 : 第 2 のメガソーラーは発生させたくない。それを考えるとこのような「自然的景観をできるだけ保護し」という文言でいいのかと考える。都市計画審議会に対して市長が諮問するという位置づけであるならば、我々がどういう考えを持ってどう発言していくのかをきちんと伝えないと、市長も判断できないのではないかと。我々が審議を意見なしで終わってしまったら無責任となってしまう。

風致地区と指定されているなら景観は守られているものと考えたいが、条例には伐採の制限についても記されているが、なぜあのように山が削られていくのか。個人の財産権により規制がでないのであれば、この審議会は意味を持つのか。

H 委員 : この審議会は都市計画について審議する場であり、山を削るのは森林法ですので、この場とは違うところでの議論が必要となってくる。

F 委員 : 本日も都市計画の専門家に来ていただいておりますが、法的な専門家、例えば弁護士に審議会の委員になっていただくのはどうか。都市計画という意味での立場・観点での議論というのは理解しておりますが、いろんな意味で見えていきますと、何かを止めるとか、どうするか、どう対処していくのかとか様々な問題が入ってきた場合には、法の専門家がこの審議会の委員であってもよいのかなと考えます。

事務局 : 景観も重視しなければならない中で、今後の都市計画は変わり目に来ている。新たなものを作らないといけない。そのあたりの議論をこの審議会ですでにいただくということで、本日の最後に今後のことを説明させていただきますが、来年度以降、任期の中で吉川会長を先頭に事務局に力を貸していただいて、よりよい事業計画と景観のことも含めて議論していただきたいと思っております。

会長 : 結論としては、第 2 のメガソーラーが我々の区域で発生することは避けたい。メガソーラーの開発については非常に厳しい意見が多い。私たちが少しでも自慢できる街を残していきたい。メガソーラーを止めようがないという現状において、それを止める方法があるなら作って

いただきたい。よその市町ではどうしているのか、事務局で他市の事例を調べて報告してもらって、それを鳥羽市が選択するというのでいいかと思う。

事務局 : 議会の文教産業常任委員会の中でも議論していただいております、富士宮市と環境省へ視察に行かれています、その話の中では個人の財産権のこともあり、現行法の規制を超える規制は難しい面もあると聞いている。

H 委員 : これまでは三重県のルールがしっかりしていたが、風致地区の権限移譲があり、昨年4月に市の風致条例を作ったが本来はその時にガイドラインの作成についても議論すべきであったと思う。

景観計画を作ることが大事と思うが、策定の過程で地域を指定していかなければならないので時間は掛かると思う。伊勢や京都は細かい規制がされているが鳥羽市もプランを持たないといけない。どういう条例やガイドラインが必要かという議論になる。

富士宮市は富士山を世界遺産にしようという思いがあってその時の市長が強い意志を持って取り組んでいた。

環境省は実質何の権限も持っていない、できることは抑止だけという回答であった。

分権が進む地方自治体は自分たちで責任を持たないといけない時代になった。

今回の視察で得た大事なことは危機感を持つということ、それには住民のスキルアップと行政のスキルアップが整合性のあるものにしていかなければならない。すごく高度なことになってきている。

よその真似をして条例で制限することも、まちの発展の足を引っ張ることになる。良い悪いの判断は簡単であるが、より高度な議論が要求されている。

会長 : 権限移譲について、国や県が判断していたものが市長判断となってきているのか。

事務局 : 伊勢志摩国立公園が国のナショナルパークに指定されたことにより、景観計画の策定を求められている。景観計画は県内でも一部の市で策定しているが、鳥羽市にはまだなく、三重県の景観条例により運用している。

鳥羽市では他の市に先駆けて、「鳥羽市の自然と環境を守る条例」を過去に制定しており、開発の届け出があった時には各課から意見を出してもらっているが、それだけでは対応できない時代になってきたため、その条例も見直さなければならない。

景観計画を策定して、どの地域をどういう風に守っていくのかを決め

てやりなさいという話がある。すぐに計画を策定することは難しいので来年度から作っていきたいが、それを作るにより都市計画の動きの中で見直すべきことも出てくるので、それも含めてご審議をお願いしたい。

会長 : 早いうちにこれをきちんと決めないと、市長の負担が大きくなるのでは。外部から想像以上の圧力が掛かるから、これは相当のスピードで高度なものを作らないと。

H 委員 : ただ、市長や議員は権限を持っているので、強引に作っていくこともできるが、何か問題が発生して賠償請求が起きると、市長も議員も請求の対象となる。そこまでのことを認識しなければならないし、それが地方自治体の役目と考える。

会長 : そういう意味でも景観条例を作っていくことが重要である。

H 委員 : それにはパブリックコメントが必要でそれをまとめるのに時間を要し、策定には 2~3 年掛かる。

副会長 : 鳥羽市のマスタープランには景観計画について記されている。マスタープランを作っていた当時から景観計画を作った方がいいのではという話があったが、その時はマスタープランを作ったばかりであり、「近い将来作る」となっていましたので、いよいよその時が来たということではないか。

B 委員 : 景観計画を作るのには時間は掛かると思うが、太陽光の認可は県が行っていくのか。

H 委員 : さまざまな法律が関わってくるので、開発の場所により認可するのが県の場合と市の場合がある。

会長 : 環境省も今まで規制していたことを、地域産業の活性化のため活用していこうと大きく舵を切った。先人達が守ってきた景観をどのような形で残していくのか急がれている。

H 委員 : ただ伊勢志摩国立公園の 93% が個人の土地となっており、財産権の問題が強くなる。だから環境省としては条例により網を張ることができない、抑止することしかできないというのが本省の課長の考えである。大きな裁判などの争いごとになると負ける。それが財産権の強さである。全国的に先進事例があることが、今の我々の判断の物差しとなる、そう解釈している。

会長 : 他にいかがでしょうか。

E 委員 : この与えられた 2 年間の中で喫緊の課題とか、どういったことを検討していかなければいけないのかを事務局の方から教えていただきたい。

事務局 : 今年度、審議会開催の予定はないが、来年度から都市公園の見直しとして日和山の整備を考えていまして、他には先ほどから話題に上って



いる景観計画を検討していきたいと考えていますので、今後動きが出てきましたら審議会の回数が増えるかもしれませんので、ご協力をお願いしたいと思います。

A 委員 : 鳥羽市内は人口減少により相当過疎化が進んでおり、住みにくいまちになってきて、若い子がどんどん市外へ出ていっている現状がある。商工会議所で空き家・空き店舗対策のため、空き家リノベーション委員会を立ち上げて、7店舗作ったが、店を作るより閉めていくスピードの方が速いため、新しい店ができては焼け石に水とを感じる時もある。グランドデザイン、マスタープランを作り上げてもらって、僕らはその内容に沿ってパートを受け持つような形にしたい。

会長 : お年寄りばかりで鳥羽の商業が10年後、20年後あるのか心配している。我々の業種においては鳥羽市内で働きながら、市外に住民票を置いている者がたくさんいるという中で、事業者として従業員に手続きを促して鳥羽市に登録を移してくれることで、それが市の力になっていくと思うが、その一方で、こんな荒れ肌となった景観やどういう計画で進んでいくのかビジョンがないような鳥羽市では、若者は外に出て行ってしまふ。

こんな大きな問題を1年に1回や2回の会議で決めていくには時間が足りないと感じる。

既に市にいろいろな権限が委譲されている中で、我々が急いでその対策を考えないといけない。

審議会を何の議論もなく終わっていくような会議にはしたくない。

事務局 : 今回の審議会を受けて、もうすぐ来年度の予算編成に入りますので、その中で財政当局と協議して審議会の回数を増やしてもらおうよう意向は伝えていきたい。

会長 : しばらくは、私たちの知識を高めないと協議する論点がずれているかもしれないので、前倒しで日程を調整していただいて、月1回ぐらいは集まって、都市計画の事例を交えて、問題については早くみんなで協議しておく必要があると思う。

D 委員 : 審議会をあまり堅苦しい場ではなく、話を広げながら議論する場として、この場を使っていくことはいいことだと考える。

様々なまちの事例を交えて、鳥羽市の策について探りながら進めていくと審議会の意味合いが出てくるのではと感じる。

副会長 : 伊勢志摩国立公園のナショナルパーク化について大きな課題が出ていますが、以前、全国の国立公園の視察調査に行って、その中で、日光国立公園は地元総出で環境改善活動を行ない成功した。客引き等のマナーの問題や景観の問題もたくさんあったが、景観も良くなった。

また、昔から素晴らしいのが瀬戸内海国立公園の宮島で、ここは保護エリアと開発エリアとの明確なラインがあり、建物の高さや色使いを規制し、厳島神社が主役となるようにしている。ここも高齢化の問題はあるが、世代交代がうまくいっている。しばらくは衰退することはないと考える。

伊勢志摩国立公園については体質改善が遅れている。いま国立公園の指定を受けているというのはメリットだと思う。全国では国定公園を国立公園に格上げして欲しいという要望がたくさんあるが、国はこれ以上増やさないという中でやっている。既に伊勢志摩は国立公園ということで大変名誉なことである。体質改善でまちを変えて、それを都市計画に反映することもできる。

事務局 : 先ほど、来年度以降の、審議会の回数を増やしてやっていこうという意見がありましたが、メンバーを見ていただくと浅野先生、木下先生は普段は大学の講義もあり、日程調整が難しい面がある。常に何かを決める場として月1回審議会の場を設けることは難しいと思います。個別の案件で、何か決定をする前段で会長・副会長に代表となって話を聞かせていただいて、方向性を確認しながら、アドバイスや意見をいただきながら、全体会議も増やしていきたい。

会長 : 浅野副会長にはできるだけ同席してもらいたいが、みなさんと一緒に勉強を兼ねてやっていきたいと考える。会議の時間も一時間とか一時間半とか時間を区切ってやるのはどうでしょうか。

事務局 : 審議会の要綱では、二分の一以上の出席がいますが、それを満たさなくても会議は進めさせていただくということでしょうか。

会長 : 早めに日程調整をしていただいたらどうでしょうか。

事務局 : 分かりました。

会長 : 最後に事務局から報告事項はありますか。

事務局 : 先ほどの話の中で、説明させていただきましたが、本日は議案もない中で一時間半も議論していただき、中身の濃い議論になったと思います。

議案があればさらに詰めていただけるような雰囲気ですので、ぜひ事務局を応援していただいて、ご審議くださいますよう、よろしくお願い致します。

会長 : それでは長時間ありがとうございました。これをもちまして、第53回鳥羽市都市計画審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。